

国民年金・厚生年金保険による障害年金のご案内

- ▶ 障害年金は、病気やけがによって生活や仕事が制限されるようになった場合に、現役世代の方も含めて受け取ることができる年金です。
- ▶ 傷病名によらず認定基準に該当する障害状態となった場合は受給対象となります。
- ▶ 初診日から1年6か月以上経過し、かつ、障害年金の等級に該当している場合は、障害年金を受給できます。
- ▶ 初診日から1年6か月以上経過していれば、その後、65歳までのいつの時点で障害年金の等級に該当しても、障害年金を請求できます。

①・②のどちらかに該当する場合は、障害年金を請求できます。請求が遅くなると支給開始の時期が遅れる場合があるので、お早めに請求してください。

※以下の「診断書」は、障害年金を受給できる障害状態が確認するための障害年金請求用の診断書です。

【化学物質過敏症の診断書記載例や認定事例等】

<https://www.nenkin.go.jp/service/jukyu/todokesho/shougai/shindansho/2021040101.html>



①初診日から1年6か月後（障害認定日）に障害年金の等級に該当した場合

- 請求に際しては、以下の書類等の提出が必要です
 - ✓ 障害認定日後3か月以内に作成された診断書※1
 - ✓ 診断書を作成した医療機関が初診の医療機関でない場合は、初診日証明書類
- 障害年金の等級に該当した場合、障害認定日の翌月分から年金を受給できます※2

※1 化学物質過敏症について請求する場合は診断書と併せて専用の調査様式が必要です。また、20歳前に初診日及び障害認定日がある場合は、20歳の誕生日前後3か月以内に作成された診断書とすることができます。

※2 さかのぼって請求する場合は、請求時から5年より前の年金は受給できません。

②障害認定日（原則として初診日から1年6か月後）時点では障害年金の等級に該当しないが、その後症状が悪化し、障害年金の等級に該当した場合

- 請求に際しては、以下の書類等の提出が必要です
 - ✓ 請求日前3か月以内に作成された診断書※3
 - ✓ 診断書を作成した医療機関が初診の医療機関でない場合は、初診日証明書類※4
 - 障害年金の等級に該当した場合、請求日の翌月分から年金を受給できます※5
- ※3 化学物質過敏症について請求する場合は診断書と併せて専用の調査様式が必要です。
- ※4 過去に障害年金を請求したものの不支給と決定された方が、症状が悪化した等の理由により、同一傷病かつ同一初診日で障害年金を再請求する場合は、一定の条件が満たされれば、前回提出した初診日証明書類を活用できます。
- ※5 65歳以降は請求できません。また、さかのぼっての請求は行えませんので、お早めに請求願います。

お問い合わせは、お近くの年金事務所や年金相談センターへ

【年金事務所や年金相談センターの所在地】

<https://www.nenkin.go.jp/section/soudan/index.html>



障害年金制度について

公的年金制度には、主に自営業者などが加入する国民年金や会社員などが加入する厚生年金があります。こうした制度に加入中の病気やけがで障害が残った場合は、国民年金から「障害基礎年金」、厚生年金から「障害厚生年金」が支給されます。

重い

障害の程度

軽い

1級

2級

3級

厚生年金
(2階)

障害厚生年金
(1級)
※ 2級の1.25倍

配偶者の加給年金

障害基礎年金
(1級)
※ 2級の1.25倍

子の加算

国民年金
(1階)

障害厚生年金
(2級)

配偶者の加給年金

障害基礎年金
(2級)

子の加算

障害厚生年金
(3級)

障害手当金
(一時金)

※ 1 1級又は2級の障害厚生年金を受給できる場合は、それぞれの障害基礎年金も併せて受給できます。

※ 2 障害厚生年金の額は、報酬比例の年金額です。なお、加入期間の合計が300月(25年)未満の場合は300月として計算されます。
障害基礎年金の額は、定額です。

※ 3 障害手当金は、報酬比例の年金額の2倍の額が一時金として支払われます。

※ 4 加給年金の対象となる配偶者は、生計維持関係にある65歳未満の者です。

※ 5 加算の対象となる子は、18歳になった後の最初の3月31日までの子又は20歳未満で障害等級1・2級の障害の状態にある子です。
なお、第3子以降の加算は第1・2子の加算額から変わります。

障害年金を受けるためには、次の3つの要件を満たすことが必要です。

①初診日に
被保険者で
あること

初診日において、国民年金または厚生年金保険の被保険者であるか、または、国民年金の被保険者であった人で、60歳以上65歳未満の国内居住者であること

【20歳前傷病による障害基礎年金】

初診日において、20歳未満であった人が、20歳に達した日において1級または2級の障害の状態にあるときは、障害基礎年金が支給される。

②保険料の
納付要件を
満たしてい
ること

初診日の前日において、初診日の属する月の前々月までの被保険者期間のうち、保険料納付済期間と保険料免除期間を合算した期間が3分の2以上あること

【上記要件を満たせない場合の特例】

初診日が令和8年4月1日前のときは、初診日の属する月の前々月までの直近の1年間に保険料の未納期間がないこと

③一定の障害
状態にある
こと

障害認定日(※)に障害の状態が1級または2級(障害厚生年金については1級~3級)に該当すること、または障害認定日後に、障害の程度が増進し、65歳になるまでに障害の状態が1級または2級(障害厚生年金については1級~3級)に該当すること

※障害認定日：障害の原因となった傷病の初診日から起算して1年6カ月を経過した日、または1年6カ月以内にその傷病が治った場合(症状が固定した場合)はその日

【障害年金に該当する状態】 ※障害者手帳の等級とは異なります。

●**障害年金1級**：他人の介助を受けなければ日常生活のことがほとんどできないほどの障害の状態。身のまわりのことはかろうじてできるものの、それ以上の活動はできない方(または行うことを制限されている方)、入院や在宅介護を必要とし、活動の範囲がベッドの周辺に限られるような方が、1級に相当。

●**障害年金2級**：必ずしも他人の助けを借りる必要はなくとも、日常生活は極めて困難で、労働によって収入を得ることができないほどの障害。例えば、家庭内で軽食をつくるなどの軽い活動はできても、それ以上重い活動はできない方(または行うことを制限されている方)、入院や在宅で、活動の範囲が病院内・家屋内に限られるような方が2級に相当。

●**障害年金3級**：労働が著しい制限を受ける、または、労働に著しい制限を加えることを必要とするような状態。日常生活にはほとんど支障はないが、労働については制限がある方が3級に相当。